

宮津市定例記者会見

令和2年4月28日(火) 午後2時00分～
宮津市役所応接室

【内 容】

1. 新型コロナウイルス感染症対策の組織体制・危機管理体制の強化
 - (1) 生活支援コールセンターの開設
 - (2) リスクヘッジオフィスの設置
2. 新型コロナウイルス感染症対策補正予算
3. 宮津市新型コロナウイルス対応資金特別支援事業（再）
4. 市営住宅タヶ丘団地完成に係る内覧会開催・入居者募集

次回予定 5/20 (水) 14:00～ 応接室

令和 2 年 4 月 28 日

新規

新型コロナウイルス感染症対策の組織体制・危機管理体制を強化

～生活支援対策推進チーム設置とリスクヘッジ～

新型コロナウイルス感染症対策に関わる市の生活支援等にかかわって、横断的な組織体制を構築、生活支援対策の推進強化を図るとともに、危機管理対策としての業務執行の対応を行います。

《生活支援対策推進チーム》 11名体制を機軸に臨機に増強対応

- チームリーダー 森 口 英 一（総務部長）
- サブリーダー 笠 井 裕 代（健康福祉部長）
- チーム員 消防防災課長、消防防災係長、社会福祉課長、同課長補佐、産業経済部職員2名、建設部職員2名、教育委員会事務局職員1名 の計11名
- 設置日 令和2年5月1日

◇組織体制・危機管理体制強化の項目

- ① 新型コロナ対応コールセンター・5月1日からGW・土日も
～宮津市生活支援コールセンターを開設します
- ② 市役所庁舎にリスクヘッジオフィスを設置・5月7日から
～市の業務継続を見据え、危機管理対応対策～

令和 2 年 4 月 28 日

新規

新型コロナ対応コールセンター・5月1日からGW・土日も

～ 宮津市生活支援コールセンターを開設します～

新型コロナウイルス感染症対策に関わる市の生活支援等のお尋ねについてご案内するコールセンターを開設します。

日 時

- ・令和2年5月1日（金）から、当分の間
 - 平日 9：00～17：00
 - 土日・祝日 10：00～15：00
- ※ ゴールデンウィーク期間中も開設対応

電話番号

- 0772-45-1605
- ※ 宮津市防災拠点施設内に設置（宮津市字魚屋）
 - ※ 感染拡大防止のため、電話での案内とし、どうしても面談希望対応については、担当部局への来庁案内とします。

内 容

- コールセンターでの主な対応
- ・生活を支えるための支援のご案内
 - 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、くらしの資金、税・料の徴収猶予など
 - ・新型コロナウイルス感染症の予防措置のお問い合わせへの対応
 - ・市施設等の休館対応のご案内 など

令和 2 年 4 月 28 日

新規

市役所庁舎にリスクヘッジオフィスを設置・5月7日から

～市の業務継続を見据え、危機管理対応対策～

本市職員が万が一新型コロナウイルスに感染した場合に備え、市民生活等に及ぼす影響を最小限に抑えるため、市役所庁舎内に、リスクヘッジオフィスを設置し、職員の分散配置による業務執行対応を始めます。

日 時

・令和2年5月7日（木）から、当分の間

場 所

庁舎リスクヘッジオフィス

・宮津市役所別館4階フロア（字本町）に設置

対象部局：市民部

・宮津市福祉・教育総合プラザ3階 第1コミュニテイルーム（字浜町）に設置

対象部局：健康福祉部、教育委員会事務局

※当該オフィスは内部事務専用であり、市民の皆さんの対応を行う各窓口は従来どおりです。

内 容

庁舎リスクヘッジオフィスを開設し、止めることができない市民生活に直結する業務の維持継続への対応措置を確保するもの。

庁舎リスクヘッジオフィスでは、対象部局の約3割から5割の職員が執務を行うこととし、原則、元の部局配置職員との接触は行わないこととして対応する。

その他

・現時点のこれまでの職場・職員の感染症防止対策の対応措置

○出勤前の体温測定の実施（37.5度以上の発熱で出勤停止措置）

○味覚や嗅覚に異常がある場合の職場への報告義務

○窓口対応職員のマスク着用の義務化、その他の職員は着用の勧奨

○手洗い消毒の徹底

○庁内のアルコール消毒液の設置、共用部分の消毒実施、室内換気の実施

○風邪症状の来庁者へのマスク配布、窓口対応以外の方法でのサービス提供

○窓口カウンターでの飛沫感染防止アクリル板設置

お問い合わせ先

総務部 / 総務課 / 職員係

TEL : 0772-45-1603

令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症対策補正予算について

～ 市民生活や中小事業者等を支える宮津市緊急対策予算を早期に措置 ～

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に計上された「特別定額給付金（仮称）」及び「子育て世帯への臨時特別給付金（仮称）」を迅速に市民の皆様へお届けするため、早期に予算措置を行います。

【第1弾】5月専決補正予算

◆ 予算措置の内容

名 称	給付額、条件	予算見込額 (事務費除く)
特別定額給付金（仮称）	迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市民に一律に1人あたり10万円を給付 【給付開始】5月中予定	1,770百万円
子育て世代への臨時特別給付金（仮称）	子育て世帯への生活を支援する取組みの一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、対象児童1人あたり1万円を給付 【給付予定】6月予定	18百万円
合 計		1,788百万円

※ 事務費については現在精査中

◆ 専決予定日 令和2年5月1日（金）

今後の補正予算

市民生活や中小事業者等への宮津市独自の支援策を中心として、5月中を目処に【第2弾】の緊急対策予算を措置する予定としています。

【主な内容】

- 経営状況が悪化した事業者が利用する融資に対する利子及び信用保証料支援
- 京都府の休業要請等に協力した事業者への支援（京都府制度への上乗せ支援）
- 暮らしの資金等の増額 など

令和2年4月23日（再）

新規

宮津市新型コロナウイルス対応資金特別支援事業を創設しました

新型コロナウイルスの影響を受けて経営状況が悪化した市内の中小企業者を支援するため、融資に係る利子補給・信用保証料助成を創設し、受付を開始しました。

利子補給の内容

対象者

本市に事業所を有する事業者で、市が指定する期間に、新型コロナウイルス対応に要する融資を実行した者（国府の制度により実質無利子の対象となる者、市税滞納者を除く）

対象融資

政府系金融機関による融資のうち、新型コロナウイルス感染症特別資金など
京都府中小企業融資のうち、新型コロナウイルス対応緊急資金など

利子補給

支払利息の10/10を補給（融資実行から3年間、融資上限額3,000万円）

信用保証料助成の内容

対象者

京都府中小企業融資のうち、市が指定する期間に新型コロナウイルス対応緊急資金などの融資を実行した者（市税滞納者を除く）

保証料助成

信用保証料の10/10を助成（上限40万円）

【参考】新型コロナウイルスに対応した国府の融資制度等の状況

- ①政府系金融機関による融資：新型コロナウイルス感染症特別貸付（無担保・金利3年間0.9%引下げ）等の新型コロナウイルスに対応した融資を実施。※売上高が前年度から一定割合減額となった場合に3年間実質無利子となる特別利子補給制度を実施。
- ②京都府中小企業融資：新型コロナウイルス対応緊急資金による融資を実施。※信用保証の要件に応じた保証料・利子減免を実施。

新型コロナウイルスの影響を受けた宮津市内の中小企業者の皆様へ

宮津市新型コロナウイルス対応資金 特別支援事業(利子補給・信用保証料の助成)

新型コロナウイルスの影響を受けて経営状況が悪化した市内の中小企業者が利用する必要な融資に対して、利子及び信用保証料に対する市独自の支援制度を創設しましたので御案内します。

利子補給制度について

●対象者

次の(1)(2)のいずれにも該当し、本市に住所又は事務所を有する市内中小事業者

- (1) 令和2年1月29日から令和2年10月31日までの間に新型コロナウイルス対応に要する融資を実行した者(国の特別利子補給制度又は信用保証付き融資における利子減免要件を満たす者を除く)
- (2) 市税の滞納がないこと

●対象融資

- (1) 政府系金融機関の融資制度又は京都府中小企業融資制度のうち次のもの

- * 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「小規模事業者経営改善資金融資(新型コロナウイルス対策マル経融資)」「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」「生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)」
- * 商工組合中央金庫の「危機対応融資」
- * 京都府の「新型コロナウイルス対応緊急資金(セーフティ保証5号)」「災害対策緊急資金(セーフティ保証4号)」「あんしん借換資金(危機関連枠)」

- (2) その他新型コロナウイルス対応に要する融資であって市長が認めるもの(新型コロナウイルスの影響を受け、融資実行の直近1ヶ月の売上高が前年同月または過去3ヶ月の売上平均額に比して20%以上減少しているものに限る)

●利子補給の内容

補給率：支払利息の10/10(対象融資が「市長が認めるもの」の場合は利率0.5%相当以内)

※政府系金融機関による融資の場合、特例措置により金利を▲0.9%引下げた後の利息

※延滞した場合の期間に係る利子は除く

補給期間：融資実行日から3年以内

融資上限額：3,000万円

●申請手続き

まずは、対象融資実行後60日以内(令和2年4月30日までに実行のものは令和2年6月30日まで)に、宮津市新型コロナウイルス対応資金利子補給承認申請書に次の書類を添えて、宮津市商工観光課へ申請をしてください。(交付申請については後日改めて御案内します。)

<添付書類>

- * 融資取扱金融機関へ提出する借入申込書等の契約書の写し
- * 融資取扱金融機関が発行する融資決定通知書及び返済予定表の写し等償還計画が分かるもの
- * 個人情報(市税の納入状況、利子補給に必要な借入及び返済状況等)の提供に関する同意書
- * 政府系金融機関の融資制度の借入、または対象融資(2)の場合、売上高比較表及び売上金額が確認できる書類(試算表、売上台帳等)

裏面(信用保証料の助成制度について)も御覧ください。

信用保証料の助成制度について

●対象者

中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号又は同条第6項の規定による市長の認定を受け、京都府中小企業融資制度のうち、次の融資をそれぞれ定める期間内に融資を実行した市内中小事業者であって、かつ市税の滞納がないもの

対象となる融資	対象となる融資実行期間
災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号)	令和2年2月18日～令和2年6月1日
新型コロナウイルス対応緊急資金(セーフティネット保証5号)	令和2年3月6日～令和2年9月30日
あんしん借換資金(危機関連枠)	令和2年2月1日～令和2年10月31日

●助成の内容

補助率：信用保証料の10/10

補助上限額：40万円

その他：①地方公共団体等から同様の助成(減免含む)を受けることができる場合、当該助成を受けた後の信用保証料を補助対象とする

②繰り上げ返済等により、信用保証料の返戻を受け、返戻後の信用保証料の額が補助金額を下回るときは、その差額を返還する

●申請手続き

(助成対象となる融資の実行に当たっては、取扱金融機関へ御相談いただくとともに、市商工観光課でセーフティネット保証等の認定が必要です。)

対象融資実行後60日以内(令和2年4月30日までに実行のものは令和2年6月30日まで)に、宮津市新型コロナウイルス対応資金信用保証料助成金交付申請書に次の書類を添えて、宮津市商工観光課へ申請をしてください。提出書類を審査のうえ、交付を決定した場合には指定の口座へ助成金を振り込みます。

<添付書類>

- * 融資取扱金融機関からの貸付実行が確認できる書類
- * 京都信用保証協会に対する信用保証料の支払が確認できる書類
- * 個人情報(市税の納入状況、信用保証料助成に必要な借入及び返済状況等)の提供に関する同意書
- * 助成金請求書

※ 助成金の交付を受けた方で、繰り上げ返済等により信用保証料の返戻を受けた場合は、必ず市商工観光課まで届出をしてください。

<お問い合わせ・申請書等の提出先>

宮津市産業経済部商工観光課(商工係) TEL 0772-45-1663

※申請書様式等は宮津市HPにも掲載しています。

令和2年4月28日

新規

市営住宅タヶ丘団地完成に係る内覧会開催・入居者募集

移転入居者向けの内覧会を行うほか、新規入居者を募集中（5/15まで）

若者世帯・高齢者世帯にとって魅力ある地域となるよう、市営住宅タヶ丘団地の建替えを進めてまいりました。防災機能を兼ね備えた住宅で、移転入居者向けの内覧会を開催するとともに、新たな入居者も募集しています。

日時（内覧会）

・令和2年4月29日（祝）及び30日（木） 両日とも9:00～15:00

場所

・市営住宅タヶ丘団地

内容

- ・構造規模：鉄筋コンクリート造5階建 2995.0㎡
- ・工事期間：平成30年7月～令和2年4月
- ・住宅建設費：12億2,700万円
- ・内覧会：設備等の使い方を説明します
- ・新規募集：12戸（受付期間4/20～5/15）



その他

- ・防災機能（備蓄倉庫、災害時ガス供給設備等）

【担当者のコメント】

入居者が交互に交流を図れる回廊式の平面計画とし、1階の中庭にはベンチ等を設置したコミュニティスペースを設けています。